

## — 療育手帳の福祉的援護制度 —

令和6年4月1日現在

### ◆各種手当・助成制度、各種税の控除など

手当・制度名	対象者	制度の内容		申請窓口
障害児福祉手当	A1(※) (在宅)	20歳未満で最重度の障害のため、日常生活で常時の介護を要する者の在宅生活を向上させるために支給される手当。 ○月額：15,690円 ※所得制限あり		各市町村役場福祉主管課
特別障害者手当	A1(※) (一部) (在宅)	20歳以上で重度の障害を二つ以上持つ、又は重度の知的障害のため日常生活能力がほとんどなく、常時の介護を要する者の在宅生活を向上させるために支給される手当。 ○月額：28,840円 ※所得制限あり		
特別児童扶養手当	A1・A2 B1 (在宅)	20歳未満の重度の障害児を監護している保護者に支給される。 ○月額 1級：55,350円 2級：36,860円 ※所得制限あり		
障害基礎年金	A1・A2 B1・B2	国民年金法で定める障害等級表（1級・2級）に該当する障害をもつ者で20歳に達した時から支給される。 ※障害程度は目安であり、全ての手帳所持者が該当するとは限らないので、詳細は市町村に相談すること。 ○月額 1級：85,000円 2級：68,000円		
心身障害者扶養共済制度	A1・A2 B1・B2	本人の保護者又は扶養義務者で65歳未満の者であれば、加入できる制度。加入者が、事故及び疾病で扶養能力がなくなった場合並びに死亡した場合には、本人に対し1口につき月額2万円の終身年金が給付される。掛金は加入者の年齢により1口月額9,300円から23,300円となっており、2口まで掛けられる。		
重度心身障害者医療費助成制度	A1・A2 及びB1で右欄に該当する者	重度心身障害児（者）が保険で医療を受けた場合の自己負担額に対して助成を行うもの。IQ35以下と判定された者、身体障害者手帳3級の交付を受けた者で、かつ、IQ50以下と判定された者が対象。 ※所得制限なし（令和6年7月より所得制限を導入）		
日常生活用具の給付	A1・A2	障害者等が日常生活を営む上での不便を解消し、自宅で生活することを容易にするために日常生活用具が給付される。 例）特殊マット、特殊便器、頭部保護帽、火災警報器等		
所得税（国税）	A1・A2	所得控除額は40万円（特別障害者に該当）。 手帳を持っている方が、控除対象配偶者又は扶養親族に該当し、納税者又は納税者の配偶者等との同居を常況としている場合は75万円	本人に38万円以上の所得がある場合は本人の所得から、本人に38万円以上の所得がない場合は、保護者又は扶養義務者の所得から控除される。 ※同居は納税者が単身赴任の場合も含む。	勤務先 又は 税務署
	B1・B2	所得控除額は27万円		
住民税（地方税）	A1・A2	所得控除額は30万円（特別障害者に該当）。 手帳を持っている方が、控除対象配偶者又は扶養親族に該当し、納税者又は納税者の配偶者等との同居を常況としている場合は53万円	※同居は納税者が単身赴任の場合も含む。	勤務先 又は 各市町村役場税務主管課
	B1・B2	所得控除額は26万円		
相続税	A1・A2 B1・B2	知的障害者が相続した場合、その者が85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）を税額から控除される。 (85歳－障害者の年齢)×10万円又は20万円		税務署
贈与税	A1・A2	一定条件のもとに信託銀行に信託する場合、6,000万円までは課税されない。		

(※)知能指数がおおむね20以下相当

### ◆自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

運転者	対象者	適用条件	問い合わせ先
生計同一者 常時介護者	A1, A2	障害のある方の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために障害のある方と生計を一にする方、日常的に介護する方が使用する自動車については、減免等になる。 ※生計同一証明書（市町村福祉主管課発行）の添付が必要	(自動車税・自動車取得税) 県地域振興局税課等 (軽自動車税) 各市町村税務主管課

◆NHK放送受信料の減免

免除内容	対象者	適用条件	問い合わせ先
全額	A1・A2 B1・B2	知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	NHK放送局又は各市町村役場福祉主管課
半額	A1・A2	重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	

◆各種交通運賃等の割引

「療育手帳」（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」（A1, A2）又は「第2種」（B1, B2）と記載されている）を提示すると、区分に応じて割引が適用となる。

※乗車券等の購入時や旅行中は、手帳を携帯すること。

①鉄道運賃の割引

	区分	対象者	乗車券類種別	割引率	適用条件	問い合わせ先
JR	第1種	本人単独	普通乗車券	50%	・片道100kmを超える利用の場合に限る。	JR乗車券販売窓口
		本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券* 普通急行券 定期乗車券		・介護者は一人のみ割引適用。 ・小児定期は割引適用除外。 ・介護者が通学定期の資格がある場合も通勤定期。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時購入。 * ミニ回数券（6枚綴り）は割引対象除外。	
	第2種	本人単独	普通乗車券		・片道100kmを超える利用の場合に限る。	
		本人（12才未満に限る）と介護者	定期乗車券		・介護者は一人のみ割引適用。 ・小児定期は割引適用除外。 ・介護者が通学定期の資格がある場合も通勤定期。 ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時購入。	
肥薩おれんじ鉄道	第1種	本人単独	普通乗車券	50%	・片道100kmを超える利用の場合に限る。	肥薩おれんじ鉄道乗車券販売窓口
		本人と介護者	普通乗車券		・乗車距離に関係なく適用。 ・介護者は一人のみ割引適用。	
	第2種	本人単独	普通乗車券		・片道100kmを超える利用の場合に限る。	

②航空運賃の割引

区分	対象者	条件	割引内容	問い合わせ先
第1種	本人と介護者1名	12歳	各航空会社で割引の内容が異なるので、詳しくは各航空会社、代理店等に問い合わせること。	各航空会社等
第2種	本人と介護者1名	以上		

③バス・市電・フェリー・船賃等の運賃割引 ※船（フェリー）の車両運賃については対象外。

種類	区分	対象者	割引内容	問い合わせ先	
鹿児島市営バス・市電・桜島フェリー	知的障害者	本人	普通運賃：50% 定期券：30%	鹿児島市 ※鹿児島市内に在住の障害者（6才以上）は無料バス券（友愛バス）の取得が可能だが、友愛タクシー券との重複交付は不可。詳細は鹿児島市へ問い合わせること。	
	〔介護人同伴で利用の場合〕 第1種知的障害者	本人と介護人	普通運賃：50% 定期券：30%		※介護者割引を受ける場合は、市町村長が発行する介護人証を所持すること。
	〔介護人同伴で利用の場合〕 12才未満の第2種知的障害者				
その他バス	知的障害者	本人（本人と介護人）	割引内容については、各社で異なるため、各バス会社へ問い合わせること。	各バス会社	
垂水フェリー	知的障害者	本人	普通運賃：50%（ただし旅客に限る）	いわさきコーポレーション	
	〔介護人同伴で利用の場合〕 第1種知的障害者	本人と介護人	普通運賃：50%（ただし旅客に限る）		
マルエーフェリーマリックスライン	第1種知的障害者	本人と介護人	各等級（料金含む）の50%	各船会社	
	第2種知的障害者	本人	片道101km以上の区間で2等に限り50%		
トッピーロケット	割引制度あり。 航路により金額は異なるため、各船会社に問い合わせること。				

④その他各種割引

	対 象	割引率	適 用 条 件	問い合わせ先
タクシー 運賃	A1, A2, B1, B2	10%	手帳所持者本人が利用する場合、割引適用となる。	各タクシー 会社
友愛タクシ ー券の交付	A1, A2, A	—	鹿児島市については、1年間に200円券が70枚交付される。 障害者手帳を提示し、手帳提示による割引後の料金について使用可能。 ※市と協定を締結しているタクシーに限られるため、事前に運転手へ確認する必要がある。 ※他の市町村についても同様の制度がある場合があるので、各市町村福祉主管課へ確認すること。	鹿児島市 障害福祉課

	対 象	割引率	適 用 条 件	問い合わせ先
有料道路 通行料金	第1種知的 障害者の 常時介護人	50%	重度の知的障害者が通勤、通学、通院等のために、本人以外の者が運転する 自動車で、当該障害者、親族等、又は当該障害者を継続して日常的に介護する 者が所有するもの（重度障害者1人につき1台）。 ※居住している市町村役場福祉主管課で、あらかじめ手続きを行う。 ※別途登録を行えば、ETCノンストップ走行時の割引も可能。	市町村役場 福祉主管課
鹿児島空港 駐車場	A1, A2, B1, B2	50%	ターミナルビル内の総合案内所に手帳を提示する。	鹿児島空港 駐車場

◆各種入場料・利用料の免除及び減免

施 設 名	適 用 条 件	問い合わせ先
<p>県の施設 （黎明館、霧島アートの森、奄美パーク、 上野原縄文の森、屋久島環境文化村センター、 県立博物館（プラネタリウム）、フラワー パークかごしま）</p> <p>市町村の施設 （かごしま水族館、平川動物公園、かのや ばら園ほか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳の提示により、入場料・利用料が減免される。</li> <li>施設によっては、付添人1人も免除となる場合がある。</li> </ul> <p>※詳細については各施設へ問い合わせること。</p>	各施設 及び 各市町村

◆その他

制度等	対象者	適 用 条 件 等	問い合わせ先
身障者用駐車 場利用証制度 （パーキングパ ーミット制度）	A1, A2	県内共通の利用証の交付を受けることで、各施設等に設置されている 身障者用駐車場の利用が可能となる。 ※利用証の申請は、県障害福祉課、ハートピアかごしま、各地域振興局・支庁 地域保健福祉課、離島事務所福祉課。	県障害福祉課、 ハートピアかご しま
NTT電話番号案 内	A1, A2 B1, B2	障害のため電話帳の使用が困難な場合、電話番号案内が無料となる。 ※NTTへの事前登録が必要。	NTT窓口
携帯電話	A1, A2 B1, B2	手帳所持者を利用者として登録している回線の契約について、各電話 会社ごとに料金割引サービスがある。 ※詳細については、各電話会社の取扱店へ問い合わせること。	各電話会社 取扱店
公営住宅への 優先入居	A1, A2 B1, B2	障害者世帯に対しては、県営の場合は抽選回数を2回にするなど、優先 的に入居できるよう配慮している。 ※市町村営については当該市町村へ問い合わせること。	(県営) 県建築課住宅政策室 (市町村営) 市 町村役場住宅担当課

※ 掲載した内容は変更等がある場合があります。詳細については、各手続き先にお問い合わせ下さい。